熊谷市都市再生推進法人の指定等に関する実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、熊谷市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第８条の規定により、都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号。以下「法」という。）第１１８条第１項の規定による都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）を推進法人に指定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　事務取扱要綱及びこの要領における「まちづくり活動」とは、市内において一般社団法人（公益社団法人を含む。）、一般財団法人（公益財団法人を含む。）、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）、まちづくり会社が自発的に行う公益的な活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

（１）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

（２）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

（３）特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

（４）その他適当でないと認められる活動

（指定の申請）

第３条　事務取扱要綱第２条第２項第７号に規定する「まちづくり活動の実績を示す書面」とは、活動の事業計画、会報、パンフレット、議事録等をいう。

２　事務取扱要綱第２条第２項第９号に規定する「法第１１９条に規定する業務に関する計画書」に関しては、事務取扱要綱に規定する都市再生推進法人指定申請書（第１号様式）の様式に従い、各号に留意して作成すること。

（１）取組の対象となる地域を図面で示すこと

（２）取組の対象となる事業を地域毎に区分して示すこと

（３）法第１１９条に規定する業務を示すこと

（指定の基準等）

第４条　事務取扱要綱第３条第１項第２号に規定する「まちづくり活動の実績」とは、直近５年以内に行われたものをいう。

（事業の報告）

第５条　事務取扱要綱第５条第１項に規定する「事業計画書」には、計画する事業により想定される効果とその効果を評価するための指標等を示すこと。

２　事務取扱要綱第５条第２項に規定する「事業報告書」には、実施した事業による効果を前項の指標等に照らして評価し、その結果を示すこと。

附　則

この要領は、令和４年１２月７日から施行する。